

令和7年度 第1回

埴生公民館運営審議会会議次第

日時：令和7年4月24日（木）午後2時

場所：埴生公民館 第1会議室

1 開 会

2 あいさつ

3 自己紹介

4 公民館運営審議会に関する条例規則について

5 会議事項

（1）令和6年度事業報告について

（2）令和7年度運営概要について

（3）令和7年度事業計画について

（4）その他

公民館利用について（貸館予約の変更について）

6 その他

- ・報酬 3,150 円／回（年度末に口座へ振り込みとなります）
- ・新任の方は、「口座振込申出書」を公民館までご提出ください。

7 閉 会

令和7年度 埴生公民館運営審議会委員名簿

職 名	氏 名	住所地区	備 考
埴生小学校 教 頭	あ べ さとし 阿部 哲	埴生小学校	R7.4.1～
埴生中学校 教 頭	いちかわ ただし 市川 忠志	埴生中学校	R7.4.1～ 埴生小教頭から
区長会長	みやさか まもる 宮坂 守	寂 蒔	R7.4.1～
学識経験者	たかはし よしひろ 高橋 義廣	小 島	会長
学識経験者	こんどう みわ こ 近藤 身和子	桜 堂	副会長
社協埴生支部	よしむら ふみお 吉村 文夫	寂 蒔	R7.4.1～
あけぼの会	たきざわ ふ み え 滝澤 富美恵	杭瀬下	R7.4.1～
埴生民児委協	きたはら み ち こ 北原 美知子	杭瀬下	
スポーツ推進	きくま としお 菊間 利男	寂 蒔	
社会教育委員	うしまる あきひで 丑丸 明英	小 島	

委員任期 令和6年4月1日～令和8年3月31日

【公民館事務局】

職 名	氏 名	備 考
館 長	長島 克彦	
副 館 長	北島 正光	
係 長	斉木 規晃	
事 務	小林 美由紀	

埴生公民館 住所：桜堂570番地 電話：272-0055
FAX：272-7168

(1)令和 6 年度 埴生公民館 事業報告について

期 日	会議・事業名等	場 所	内 容
4月5日(金)	分館長会議	埴生公民館	令和 6 年度 運営概要 〃 事業計画 〃 分館交付金 等
4月 19 日(金)	合同部員会議・球技大会打ち合わせ会議	埴生公民館	令和 6 年度事業計画説明 球技大会の開催要領確認
4月24 日(水)	第1回埴生公民館 運営審議会	埴生公民館	令和 5 年度事業報告 令和 6 年度 運営概要 〃 事業計画
5月 19 日(日)	球技大会 野球・マレットゴルフ	千曲橋緑地グラウンド	各 8 チーム 延べ 243 人
7月21日(日)	第 53 回 埴生地区ハイキング	上高地	参加者 81 名 男性 45 名、女性 36 名
7 月 25 日(木) 7 月 26 日(金)	ボッチャ役員講習会	埴生公民館	4 分館ずつ開催
8 月 4 日(日)	第69 回 納涼音楽会	信州の幸あんずホール	※あんずホール工事のため中止
8 月 3 日(土)	埴生子どもカレッジ	埴生公民館	参加者 1～6 年生 25 名
8月 23 日(金)	埴生地区市民運動会 打ち合わせ会議	埴生公民館	9/6 菊と盆栽展打ち合わせ会議 時に同時開催としたため中止
9月6日(金)	菊と盆栽展打ち合わせ会議	埴生公民館	ボッチャ大会役割分担等確認 開催要領確認、出展者依頼
9月 18 日(水) 19 日(木) 25 日(水) 26 日(木)	ボッチャ練習会	埴生公民館	2 分館ごと練習会を開催 スポーツ推進員指導
9 月 29 日(日)	埴生地区市民運動会 (分館対抗ボッチャ大会)	埴生小学校 体育館	各分館 2 チーム参加 131 名参加
10 月 28(月) ～11 月 2 日(土)	第 51 回 菊と盆栽展	屋代駅市民 ギャラリー	出品者 15 名 菊 12 点 盆栽・山野草 34 点 埴生小学校 菊 10 点
12月 9 日(月)	年末ボランティア清掃 ・避難、消火訓練	埴生公民館	

12月 20 日(金)	室内ゲーム大会打ち合わせ 会議	埴生公民館	実施要項確認 令和 7 年度事業の予定について
令和 7 年 1月 31 日(金)	分館長・主事会議	埴生公民館	令和 7 年度 事業計画について ゲーム大会の打ち合わせ
2月 9 日(日)	室内ゲーム大会	埴生公民館	種目を麻雀・オセロ・将棋 麻雀 23 名、オセロ 8 名、将棋 4 名参加(うち 6 名小学生) お弁当・おやつ
2月 21 日(金)	第 2 回埴生公民館 運営審議会	埴生公民館	令和 6 年度 事業報告 令和 7 年度 事業計画(案)
3月 5 日(水)	分館長・主事会議	埴生公民館	令和 6 年度 事業報告 令和 7 年度 事業計画(案)

【公民館の管理運営について】

公民館施設の改修・整備等

令和 6 年度

- ・館内照明の LED 化工事…8 月～10 月
- ・水道管漏水修繕工事…5 月～10 月
- ・受水槽ボールタップ修繕、オイルサービスタンク塗装修繕

利用状況等

令和 6 年度

3 月末現在の利用件数	2,015 件	利用者	19,517 人
3 月末現在の印刷枚数	66,381 枚	印刷代	125,213 円

令和 5 年度(参考)

3 月末現在の利用件数	1,686 件	利用者	15,968 人
3 月末現在の印刷枚数	64,705 枚	印刷代	128,858 円

○開設した学級：すこやか学級(学級生 57 名)

回	月 日	内 容	講 師	人員 (事務局含まず)
1	5 月 23 日	開講式:福祉講座「ありこさんの弾き語り」 ～みんなで懐かしい歌をうたいましょう～	神谷 あり子 (社協埴生支部と共催)	38 名
2	6 月 27 日	健康講座 「ブルーベリー狩り」	—	24 名
3	6 月 30 日	市民講座 「気象・防災情報の見方と使い方」～気象災害 から命を守るために～	平井 信行 氏	24 名
4	7 月 10 日	教養講座:市外研修 南信州 伊那谷	光前寺 かんてんぱぱ	39 名
5	8 月 21 日	教養講座 ①出前防犯教室「千曲・坂城はだまされない」 ②詐偽に合わない字かるた	更埴防犯協会連合会 女性部	17 名
6	9 月 13 日	健康講座 「あなたは大丈夫?フレイル予防 講座」	明治安田生命	31 名
7	10 月 23 日	市外研修:栗と北斎と花の町 小布施	岩松院、小布施ミュー ジウム、高井鴻山記念館	21 名
8	11 月 22 日	教養講座:陶芸に親しむ	松代陶苑	20 名
9	1 月 29 日	健康講座:ウェーブリングでストレッチ!	武居 景子	19 名
10	2 月 14 日	教養講座:健康は足もとから	(株)シューマート	24 名
11	3 月 7 日	閉講式:文化講座 ～歌とおはなしを楽しむ集い～	小林 いせ子 田島 仁	24 名

成人講座

講 座 名	期 間	講 師	受講者
マッスル&リフレッシュ体操	5 月～3 月 隔週水曜日	長野市 塚田 佳代子さん	25 名
いつも心に愛唱歌	5 月～翌年 3 月 第3他 火曜日	上山田 田島 仁さん	36 名
折り紙	5 月～1 月 第 1 水曜日	杭瀬下 青木 百合子さん	10 名

親子教室・料理教室

月 日	内 容	講 師	人 員
12 月 8 日(日)	お話と音楽のコンサート	小 林 いせ子さん 田 島 仁さん	親子 9 組 24 名 (うち子 11 名)

※11 月に予定していた料理教室は**成人式のため未開催**

その他の事業(公民館運営協議会事業)

期 日	会議・事業名等	場 所(備 考)	
5 月 25 日(土)	分館役員研修会	八幡公民館 現地視察 松田館 武水分神社	講演会 「自分自身が楽しむ分館活動 ～“集まって”“楽しむ”からの動きをつくる～」 講師:中田安子氏 (長野県生涯学習推進センター 公民館支援専門員)
6 月 30 日(日)	千曲市民講座	信州の ^{めぐみ} 幸 あんずホール	演題「気象・防災情報の見方と使い方 ～気象災害から命を守るために～」 講師:平井 信行氏 参加者 391 名
11月 9 日(土) 10 日(日)	第 22 回 更埴地区文化祭	信州の ^{めぐみ} 幸 あんずホール	※ あんずホール工事のため中止
11 月 23 日(土)	第29 回 短詩型文学祭表彰式	八幡公民館	主催:更埴公民館運営協議会 投稿作品数 2,992 点 投稿者数 2,901 名
令和7年 1 月 12 日(日)	令和 6 年度 千曲市成人式	上山田文化会館	該当者 643 名 出席者 439 名 (埴生地区 148 名 出席者 96 名)

令和6年度 埴生公民館 施設使用状況

※ () は令和5年度の数字

年 月		使用件数 件	使用人数 人	使用料 円
R6	4	<u>182</u> (177)	<u>1,760</u> 1,681	<u>20,465</u> 16,315)
	5	<u>177</u> (172)	<u>1,565</u> 1,584	<u>18,235</u> 13,560)
	6	<u>165</u> (177)	<u>1,414</u> 1,546	<u>19,585</u> 13,740)
	7	<u>175</u> (175)	<u>1,659</u> 1,868	<u>21,460</u> 9,885)
	8	<u>131</u> (131)	<u>1,195</u> 1,227	<u>15,105</u> 11,785)
	9	<u>176</u> (186)	<u>1,783</u> 1,775	<u>21,455</u> 17,055)
	10	<u>195</u> (179)	<u>1,945</u> 1,580	<u>31,080</u> 19,300)
	11	<u>179</u> (23)	<u>1,862</u> 226	<u>22,275</u> 1,675)
	12	<u>152</u> (66)	<u>1,457</u> 617	<u>19,895</u> 13,575)
	R7 1	<u>149</u> (98)	<u>1,432</u> 987	<u>22,035</u> 12,720)
	2	<u>168</u> (139)	<u>1,699</u> 1,282	<u>26,445</u> 17,055)
	3	<u>166</u> (163)	<u>1,746</u> 1,595	<u>14,965</u> 19,870)
小 計	有料	<u>358</u> (270)	<u>3,680</u> (2,564)	
	減免	<u>1,657</u> (1,416)	<u>15,837</u> (13,404)	
合 計		<u>2,015</u> (1,686)	<u>19,517</u> (15,968)	<u>253,000</u> (166,535)

〈その他〉

冷・暖房代

印刷代

461,625 円

125,213 円

(375,900)

(128,268)

※()は昨年度の金額

(2) 令和7年度 埴生公民館運営の概要について

1 基本方針

- (1) 生涯学習社会の形成に向けて、学習機会の充実、学習情報の提供を図るなかで、住民の意識、要求に対応し、かつ地域課題、現代課題に即した魅力ある学級、講座の開設を進める。
- (2) 各地区分館の特色を生かした事業活動の活発化を図るとともに、地域に定着すべく、出会い・ふれあいそして親睦を進める。
- (3) 団体・グループ等の育成のみならずボランティアの受入れ等をはかり、自主的な学習活動の拡大を進める。

2 事業内容

- (1) 変動する社会に対応して、積極的に地域の課題に取り組み、各種学級、講座を充実させ、地域住民の生涯学習の拠点づくりを推進する。
～青少年教育、家庭教育の取り組み等、地域との連携を～
- (2) 分館の自主的な活動を盛んにし、地域住民お互いの接触を密にして、生活基盤の向上を推進する。
～分館事業に対する積極的な支援を～
- (3) 各種事業を通じて、体力の増進、健康の増進、そして連帯感を深める中で交流の場の拡大、拡充を図る。
～球技大会、埴生地区ハイキング、地区市民運動会等への参加を～
- (4) 自主的団体、グループ等の育成と振興を図り、学習活動の発展を推進する。
～ボランティア活動している団体への全面的な支援を～
- (5) あらゆる差別の解消に向け、人権尊重の学習活動を推進する。
～人権、男女共生等の学習を～

(3) 令和7年度 埴生公民館 事業計画

期 日	会議・事業名等	場 所	備 考(出席要請)
令和7年 4月4日(金)	分館長会議	埴生公民館	分館長
4月17日(木)	合同部員会議(顔合せ)及び 球技大会打ち合せ会議	埴生公民館	分館長、主事、総務、 厚生、教養、庶務
4月24日(木)	公民館運営審議会①	埴生公民館	公民館運営審議委員
5月18日(日)	球技大会 野球・マレットゴルフ	千曲橋緑地グラウンド、 千曲橋緑地マレットゴルフ場	分館長、主事、総務
7月18日(金)	納涼音楽会打合せ会議	埴生公民館	分館長、主事
8月3日(日)	第70回納涼音楽会	信州の幸 あんずホール	分館長、主事
9月5日(金)	分館長・主事会議	埴生公民館	分館長、主事
9月28日(日)	埴生地区市民運動会 分館対抗ボッチャ大会	埴生小学校 体育館	分館長、主事、厚生、 庶務
10月19日(日)	第54回 埴生地区ハイキング	県内ハイキングコース	分館役員
10月27日(月) ～ 11月2日(日)	第52回菊と盆栽展	埴生公民館を検討	分館長、主事
12月19日(金)	公民館運営審議会②	埴生公民館	公民館運営審議委員
12月19日(金)	分館長・主事会議	埴生公民館	分館長、主事
令和8年 1月30日(金)	分館長・主事会議	埴生公民館	分館長、主事
2月11日(水)	室内ゲーム大会	埴生公民館	分館長、主事
2月20日(金)	公民館運営審議会③	埴生公民館	公民館運営審議委員
3月5日(水)	分館長・主事会	埴生公民館	分館長、主事

◆その他の事業計画

期 日	会議・事業名等	場 所	備 考
5月24日(土)	分館役員研修会 (分館長)	東部体育館	主催:更埴公民館 運営協議会
11月 7日(金)	第23 回更埴地区文化祭準備 (準備:教養部 4人)	更埴文化会館	主催:屋代・埴生・ 稲荷山・八幡公民館
11月8日(土) ～9日(日)	第23 回更埴地区文化祭 (後片付け:教養部 4人)	更埴文化会館	主催:屋代・埴生・ 稲荷山・八幡公民館
11月 29日(土)	第 30 回 更埴地区短詩型文学祭 表彰式	屋代公民館	主催:更埴公民館 運営協議会
令和 8 年 1月 11日(日)	令和 7 年度 千曲市成人式	更埴文化会館	主催:千曲市・市公民館 運営協議会

主催講座の計画

◆高齢者学級

・すこやか学級 年間11回

市外研修2回、文化講座、福祉講座、健康講座、教養講座など

◆成人講座(5月～3月)

・体 操 17 回
・手 話 8回
・愛唱歌 12 回

◆各種講座

・福祉講座(すこやか学級:社協埴生支部と共催)
・家庭教育支援事業(埴生子どもカレッジ(8月)・お話と音楽のコンサート(12月))
・料理講座(11月ごろ)など

◆会 議

・公民館運営審議会

開催予定 第1回 令和7年4月24日(木)

第2回 令和7年 12月 19 日(金)

第3回 令和 8 年2月 20 日(金)

・分館役員打ち合わせ会議・・・必要に応じて開催

◆施設整備 講堂ワイヤレスマイクシステム更新・空調設備更新工事実施設計(予定)

貸館予約受付の順番について

重 要

埴生公民館利用者 各 位

令和 7 年 4 月 1 日

埴生公民館長 長島 克彦

日頃は埴生公民館をご利用いただきありがとうございます。

さて、月始めの貸館予約については以前より朝早くからの順番取りにご負担をお掛けしていましたが解消するべく、令和 7 年 5 月 1 日の予約日(6 月の貸館予約)より下記の要領で受付を実施しますので、何卒ご理解ご協力の程をお願い申し上げます。

なお、他の公民館(屋代・稲荷山・八幡)については今まで通りの受付方法となりますのでご注意ください。

記

【貸館予約初日の流れ】 ※予約を担当される方に周知をお願いします。

① 8:00 正面玄関開錠 廊下に椅子を用意しますので番号順にお掛けになって

お待ちください。(受付する順番ではありません。)

② 8:30～抽選 抽選(くじ引き)により受付する順番を決めます。椅子の順番に

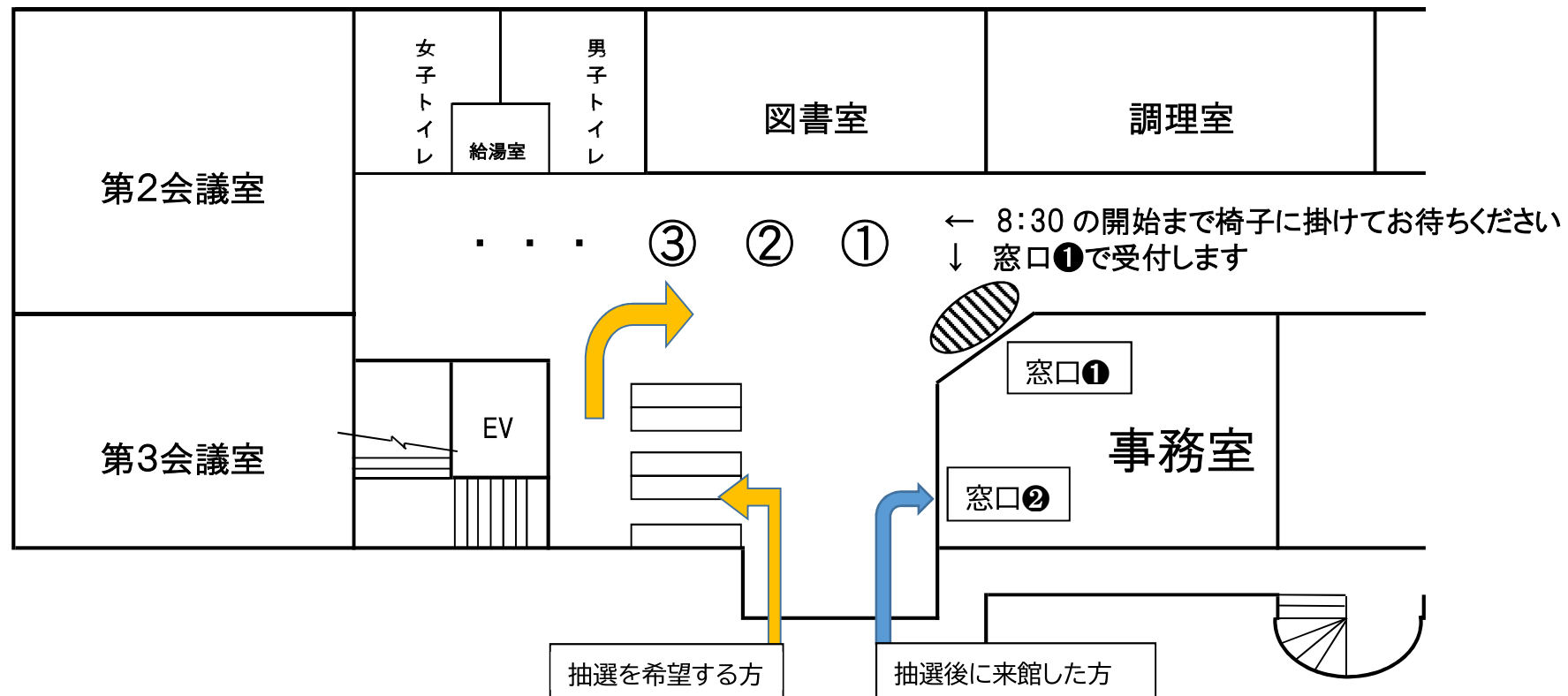
くじを引いていただきます。(職員がくじを持って回ります)

③ 抽選終了後、受付開始 窓口❶で、くじの 1 番の方から順番に受付開始。

※ 抽選は、8:30 からの抽選開始時に並んでいた方を対象とします。その後に来館された方については抽選した方の受付が終わった後、窓口❷で先着順に受付をさせていただきます。

※ ①窓口、②電話、③FAXの受付優先順は、今まで通りです。

利用する皆様が、気持ちよく当館を利用していただけますよう、何卒ご協力を
よろしく願いいたします。



入口

8:00 に開錠

○千曲市公民館条例（抜粋）

平成15年 9 月 1 日

条例第105号

改正 平成18年12月27日 条例第37号

平成24年 3 月28日 条例第14号

平成31年 3 月27日 条例第11号

（設置）

第1条 社会教育法（昭和24年法律第207号。以下「法」という。）第20条の目的を達成するため公民館を設置する。

（名称、位置及び対象区域）

第2条 公民館の名称、位置及び対象区域は、別表第1のとおりとする。

- 2 公民館に分館を置くことができる。
- 3 前項の分館については、別に定める。

（使用料）

第8条 公民館の使用料は、別表第2のとおりとし、利用の許可のあったときに納入しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

（使用料の減免）

第9条 市長は、特に必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

（公民館運営審議会）

第13条 各公民館に、社会教育法（昭和24年法律第207号）第29条の規定により公民館運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者のうちから、教育委員会が委嘱する。
- 3 審議会の委員の定数は15人以内とし、その任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

別表第 1（第 2 条関係）名称、位置及び対象区域

名称	位置	対象区域
千曲市埴生公民館	千曲市大字桜堂570番地	大字寂蒔、大字鋳物師屋、大字打沢、大字小島、大字桜堂、大字杭瀬下、杭瀬下一丁目から六丁目、大字新田及び大字中の全域

別表第 2（第 8 条関係）使用料

埴生公民館

名称	使用料（1時間当たり）
講堂	750円
講義室	220円
第1会議室	220円
第2会議室	220円
第3会議室	220円
調理実習室	370円
その他の会議室	220円
暖房	1基 150円
冷房	1基 300円

○千曲市公民館条例施行規則

平成15年 9 月 1 日

教育委員会規則第19号

改正 平成15年10月23日教育委員会規則第41号

平成21年 2 月27日教育委員会規則第 2 号

平成24年 3 月28日教育委員会規則第 2 号

平成25年 3 月22日教育委員会規則第 5 号

平成27年 9 月25日規則第18号

平成30年 4 月25日教育委員会規則第 2 号

令和 2 年12月28日教育委員会規則第 4 号

(趣旨)

第1条 この規則は、千曲市公民館条例（平成15年千曲市条例第105号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(公民館運営審議会)

第2条 公民館運営審議会（以下「審議会」という。）に会長及び副会長それぞれ1人を置き、委員が互選する。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 審議会の会議は、会長が必要と認めたとき、これを招集し、議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門部)

第4条 公民館の事業を実施するため、専門部を置くことができる。

2 専門部は、部長1人、部員若干人で組織する。

3 部長は、館長が委嘱する。

4 部員は、分館所在地区住民のうちから分館長が推薦した者を館長が委嘱する。ただし、館長が必要かつ適当と認めた場合は、この限りでない。

5 部長及び部員は、館長の指揮を受けて、公民館事業の実施に当たるものとする。

(分館の設置基準及び名称、位置等)

第5条 分館を設置する場合は、次の基準によらなければならない。

- (1) 区又は町の区画によること。
- (2) 建物及び施設を有すること。
- (3) 分館所在地区住民による運営組織を有すること。ただし、専用建物のほかに公会堂その他の公共施設を利用することができる。
- (4) 分館運営に必要な財源を有すること。

2 前項の基準による分館の名称及び位置等は、別表のとおりとする。

(分館設置の手續)

第6条 分館を設置しようとするときは、前条第1項各号の基準を備え、当該地区住民の代表者が館長を経由して、千曲市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に申し出るものとする。

(分館の組織)

第7条 分館に分館長、分館主事、部員等を置く。

2 分館長、分館主事は、当該地区住民のうちから、館長が委嘱する。

3 部員は、分館長が委嘱する。

(分館長等の職務)

第8条 分館長は、分館の事業を統括する。

2 分館主事は、分館長の指揮を受けて、分館の事務を行う。

3 部員は、分館事業の実施に当たる。

(分館の助成)

第9条 分館の活動を助成するため、予算の範囲内で補助金の交付その他必要な援助を行うことができる。

(経費負担の特例)

第10条 事業の実施に必要と認めるときは、経費の一部を参加者に負担させることができる。

2 前項の負担額は、必要最少限度でなければならない。

(休館日)

第11条 公民館の休館日は、12月28日から翌年1月3日までとする。ただし、教育委員

会が必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(開館時間)

第12条 公民館及びその分館の開館時間は、午前9時から午後10時までとする。ただし、特別な理由があるときは、この限りでない。

(利用の手続)

第13条 公民館を利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、公民館利用許可申請書（様式第1号）を利用開始する前30日から利用する日までにあらかじめ教育委員会に提出しなければならない。

(利用の許可)

第14条 教育委員会は、前条の申請に対して許可をしたときは、公民館利用許可書（様式第2号）を申請者に交付する。

(使用料の減免)

第15条 条例第9条の規定により使用料の減免を受けようとする者は、公民館使用料減免申請書（様式第3号）をあらかじめ、教育委員会に提出し承認を受けなければならない。

2 使用料を減額し、又は免除する範囲及び減免額は、次に定めるところによる。

- (1) 国及び地方公共団体が利用するとき 100分の100
- (2) 市内の社会教育関係団体及び社会福祉関係団体等が利用するとき 100分の100。
ただし、暖房使用料、冷房使用料は、減免の対象としない。
- (3) 前2号に定めるもののほか、市長が特別の理由があると認めるとき 市長が定める率

(遵守事項)

第16条 公民館を利用する者は、次の事項を守らなければならない。ただし、教育委員会が許可したときは、この限りでない。

- (1) 施設等の現状を変えないこと。
- (2) 利用許可を受けた施設等以外のものを利用しないこと。
- (3) 備品等を公民館の外へ持ち出さないこと。
- (4) 物品等を販売しないこと。
- (5) 利用権を他人に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が定める事項に違反しないこと。

(利用状況の報告)

第17条 館長は、公民館利用状況報告書（様式第5号）により、毎月の利用状況を翌月5日までに教育委員会に報告するものとする。

(その他)

第18条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成15年9月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに、合併前の更埴市公民館規則（平成12年更埴市教育委員会規則第9号）、戸倉町公民館管理規則（平成5年戸倉町教育委員会規則第2号）、上山田町公民館規則（昭和53年上山田町教育委員会規則第2号）又は上山田町公民館運営審議会規則（昭和53年上山田町教育委員会規則第3号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成15年10月23日教育委員会規則第41号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年2月27日教育委員会規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年3月28日教育委員会規則第2号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月22日教育委員会規則第5号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年9月25日規則第18号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年4月25日教育委員会規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年12月28日教育委員会規則第4号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第5条関係）

名称	位置	備考
埴生公民館 寂蒔分館	千曲市大字寂蒔1197番地2	
埴生公民館 鑄物師屋分館	千曲市大字鑄物師屋299番地2	
埴生公民館 打沢分館	千曲市大字打沢76番地1	
埴生公民館 小島分館	千曲市大字小島2833番地1	
埴生公民館 桜堂分館	千曲市大字桜堂408番地1	
埴生公民館 杭瀬下分館	千曲市大字杭瀬下430番地	
埴生公民館 新田分館	千曲市大字新田416番地	
埴生公民館 中分館	千曲市大字中324番地4	

社会教育法（抜粋）

第5章 公民館

（目的）

第20条 公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

（公民館の設置者）

第21条 公民館は、市町村が設置する。

2 前項の場合を除くほか、公民館は、公民館の設置を目的とする一般社団法人又は一般財団法人（以下この章において「法人」という。）でなければ設置することができない。

3 公民館の事業の運営上必要があるときは、公民館に分館を設けることができる。

（公民館の事業）

第22条 公民館は、第20条の目的達成のために、おおむね、左の事業を行う。

但し、この法律及び他の法令によって禁じられたものは、この限りでない。

- （1）定期講座を開設すること。
- （2）討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等を開催すること。
- （3）図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図ること。
- （4）体育、レクリエーション等に関する集会を開催すること。
- （5）各種の団体、機関等の連絡を図ること。
- （6）その施設を住民の集会その他の公共的利用に供すること。

（公民館の運営方針）

第23条 公民館は、次の行為を行ってはならない。

- （1）もっぱら営利を目的として事業を行い、特定の営利事務に公民館の名称を利用させその他営利事業を援助すること。
 - （2）特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙に関し、特定の候補者を支持すること。
- 2 市町村の設置する公民館は、特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援してはならない。

（公民館の基準）

第23条の2 文部科学大臣は、公民館の健全な発達を図るために、公民館の設置及び運営上必要な基準を定めるものとする。

2 文部科学大臣及び都道府県の教育委員会は、市町村の設置する公民館が前項の基準に従って設置され及び運営されるように、当該市町村に対し、指導、助言その他の援助に努めるものとする。

（公民館の設置）

第24条 市町村が公民館を設置しようとするときは、条例で、公民館の設置及び管理に関する事項を定めなければならない。

第25条及び第26条 削除

(公民館の職員)

第27条 公民館に館長を置き、主事その他必要な職員を置くことができる。

2 館長は、公民館の行う各種の事業の企画実施その他必要な事務を行い、所属職員を監督する。

3 主事は、館長の命を受け、公民館の事業の実施にあたる。

第28条 市町村の設置する公民館の館長、主事その他必要な職員は、当該市町村の教育委員会が任命する。

(公民館の職員の研修)

第28条の2 第9条の6の規定は、公民館の職員の研修について準用する。

(公民館運営審議会)

第29条 公民館に公民館運営審議会を置くことができる。

2 公民館運営審議会は、館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議するものとする。

第30条 市町村の設置する公民館にあつては、公民館運営審議会の委員は、当該市町村の教育委員会が委嘱する。

2 前項の公民館運営審議会の委員の委嘱の基準、定数及び任期その他当該公民館運営審議会に関し必要な事項は、当該市町村の条例で定める。この場合において、委員の委嘱の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

第31条 法人の設置する公民館に公民館運営審議会を置く場合にあつては、その委員は、当該法人の役員をもって充てるものとする。

(運営の状況に関する評価等)

第32条 公民館は、当該公民館の運営の状況について評価を行うとともに、その結果に基づき公民館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(運営の状況に関する情報の提供)

第32条の2 公民館は、当該公民館の事業に関する地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該公民館の運営の状況に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

(基金)

第33条 公民館を設置する市町村にあつては、公民館の維持運営のために、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条の基金を設けることができる。

(特別会計)

第34条 公民館を設置する市町村にあつては、公民館の維持運営のために、特別会計を設けることができる。

(公民館の補助)

第35条 国は、公民館を設置する市町村に対し、予算の範囲内において、公民館の施設、設備に要する経費その他必要な経費の一部を補助することができる。

2 前項の補助金の交付に関し必要な事項は、政令で定める。

第36条 削除

第37条 都道府県が地方自治法第232条の2の規定により、公民館の運営に要する経費を補助する場合において、文部科学大臣は、政令の定めるところにより、その補助金の額、補助の比率、補助の方法その他必要な事項につき報告を求めることができる。

第38条 国庫の補助を受けた市町村は、左に掲げる場合においては、その受けた補助金を国庫に返還しなければならない。

(1) 公民館がこの法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づいてした処分に違反したとき。

(2) 公民館がその事業の全部若しくは一部を廃止し、又は第20条に掲げる目的以外の用途に利用されるようになったとき。

(3) 補助金交付の条件に違反したとき。

(4) 虚偽の方法で補助金の交付を受けたとき。

(法人の設置する公民館の指導)

第39条 文部科学大臣及び都道府県の教育委員会は、法人の設置する公民館の運営その他に関し、その求めに応じて、必要な指導及び助言を与えることができる。

(公民館の事業又は行為の停止)

第40条 公民館が第23条の規定に違反する行為を行ったときは、市町村の設置する公民館にあっては市町村の教育委員会、法人の設置する公民館にあっては都道府県の教育委員会は、その事業又は行為の停止を命ずることができる。

2 前項の規定による法人の設置する公民館の事業又は行為の停止命令に関し必要な事項は、都道府県の条例で定めることができる。

(罰則)

第41条 前条第1項の規定による公民館の事業又は行為の停止命令に違反する行為をした者は、一年以下の懲役若しくは禁錮又は30,000円以下の罰金に処する。

(公民館類似施設)

第42条 公民館に類似する施設は、何人もこれを設置することができる。

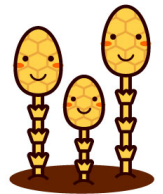
2 前項の施設の運営その他に関しては、第39条の規定を準用する。

埴生公民館だより

令和7年4月発行

新年度を迎えて

冬もようやく終わりを告げ、春の兆しがあちらこちらから見えはじめて参りました。埴生地区の皆様には、ご健勝のこととお喜び申し上げます。また日頃から公民館の活動、運営に対して多大なるご支援とご協力を賜り誠にありがとうございます。この場をお借りして厚く御礼申し上げます。



昨年度は災害や物騒な事件が多く、また物価の高騰など日々の生活が大変な状況の中ではありますが、皆様方の触れ合いの場が少しでも出来ますことを願い、運営してきました。

埴生公民館も照明がLED化し、今まで皆様にご不便をおかけしましたが大変明るくなりました。今年度も公民館の3つの機能「集う・学ぶ・結ぶ」ことが出来る公民館、皆様の生活の向上、地域住民の交流、地区の活性化にも寄与する地域の総合交流施設の役割を果たしていけますよう運営して参りたいと考えておりますので、埴生地区の皆様の変わらぬご理解とご協力をお願い申し上げます。

なおここに、今年度ご協力いただきます各分館の役員さんのご紹介と今年度実施予定の各種事業・行事をご案内いたしました。健康や生きがいづくりに、大勢の皆様のご参加をお待ちしております。宜しく願い申し上げます。

埴生公民館長 長島 克彦

◆ 令和7年度埴生公民館事業における各分館の役員さんをご紹介します。



1年間どうぞよろしくお願いいたします。

(敬称略)

分館名	分館長	分館主事	総務部	教養部	厚生部	庶務部 (女性部)
寂 蒔	角澤 本廣	宮坂 郁朗	中澤 清和	平出 雄	田村 英彦	金田日呂恵
鋳物師屋	小林 彰彦	古川 勇	山本 晃正	西條 和也	笠井 一男	寺澤 隆之
打 沢	竹内 久	相澤 義忠	青木 亮二	竹内 直	竹内 正志	松本 直美
小 島	林 宏一郎	小森 茂一	後藤かおる	西村 和彦	吉川 光彦	宮坂 珠江
桜 堂	塚田 幸司	島田 伸之	山口 拓也	山根 義夫	中村 雄太	小林みどり
杭 瀬 下	中山 勇	細田 啓介	高橋 博幸	中島 亨	芹沢孝一郎	宮本 輝子
新 田	若林 正三	高橋 正行	山崎 雄司	吉澤 直人	松崎 啓太	新保 芳子
中	坂口 順一	小林 茂美	竹森伸太郎	中島 渉	石原 信幸	春原 直子

埴生公民館令和7年度の主な行事予定

※天候等により、予定を変更する場合があります。ご了承ください。

球 技 大 会

5月18日(日) 会場【千曲橋緑地グラウンド・千曲橋緑地マレットゴルフ場】

野球・マレットゴルフの2種目を、分館対抗で行います。

河川敷に広がる新緑の風の中で、心地よい汗をかきましょう。



第70回 納涼音楽会 8月3日(日) 会場【信州の幸^{めぐみ}あんずホール】

小・中学生のみなさん、地元のコーラスや演奏のグループなどによる音楽会を予定しています。
美しい歌声や楽器の音色で、真夏のひと時を過ごしましょう。



※出場ご希望の方は、埴生公民館にお問い合わせください。



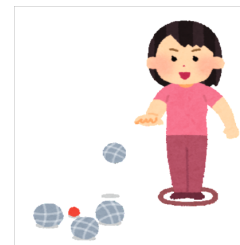
埴生地区市民運動会

今年度も
ポッチャ大会です

9月28日(日) 会場【埴生小学校体育館】

前回の開催ではチームごと、分館ごとに団結し、地域の交流が深まりました。

思いがけず興奮してしまう競技です！ご家族やご近所さん、地区の仲間に参加してみませんか？
各分館のチームワークでエキサイティングな時間をすごしましょう！



第54回埴生地区ハイキング

10月19日(日) 【県内ハイキングコース】

健康づくりを目的とした日帰りのハイキングです。
自然に親しみ、地域や家族の交流を深めましょう。



第52回 菊と盆栽展

10月27日(月)～11月2日(日) 予定 会場【埴生公民館】

毎年、日頃から手をかけ育てられた菊や盆栽・山野草の数々を出品していただいています。
今年度から場所を埴生公民館に変更して開催予定です。また開催内容も検討していきたいと思
います。詳細が決まりましたらお知らせします。



室内ゲーム大会

令和8年2月11日(水・祝日) 会場【埴生公民館】

麻雀や将棋、オセロの室内ゲームで、埴生地区の方々の親睦を深めましょう。
子どもから高齢の方まで、誰でも楽しめる大会です。
たくさんの方のみなさんのご参加をお待ちしています。



令和7年度すこやか学級受講生募集

埴生公民館では今年も「すこやか学級」の受講生を募集します。
1年を通してどなたでも楽しく学べる講座内容です。講座は1回ごと
違う内容なので、お好みやご都合に合わせて気軽に受講できます。
大勢の皆さんの申込みを心よりお待ちしております。

【すこやか学級】

※開催の詳細は、その都度 受講生に通知します

回	期 日	内 容
1	5月23日（金）	開講式 ヴァイオリン演奏を楽しみましょう
2	6月26日（木）	健康講座＝ブルーベリー狩り＝
3	7月10日（木）	市外研修（大町・安曇野方面）
4	7月26日（土）	市民講座（市公民館運営協議会事業）
5	8月21日（木）	教養講座
6	9月12日（金）	健康講座
7	10月23日（木）	教養講座
8	11月14日（金）	市外研修（松代町）
9	1月28日（水）	福祉講座 社協埴生支部と共催
10	2月13日（金）	健康講座
11	3月 6日（金）	閉講式 ≪文化講座≫

＊＊令和6年度の
講座内容です＊＊

健康講座

- ・ブルーベリー狩り
- ・フルル予防
- ・ウェアリングでストレッチ

文化講座

- ・歌とお話を楽しむ集い

市外研修

- ・南信州 伊那谷
- ・小布施

教養講座

- ・陶芸に親しむ
（ものづくり）
- ・健康は足もとから
- ・防犯：オレオレ詐欺

福祉講座

- ・弾き語り

- ◇ 講座は基本 13:30～15:00 です。（講師の都合等で午前開催になる場合があります。）
- ◇ 受付：4月15日（火）から4月25日（金）（平日9：00～17：00）
- ◇ 下記の申込書に年会費 1,000 円を添えて埴生公民館の窓口へお申し込みください。
（電話でのお申し込みは受付できません）
- ◇ 募集人数に制限はありません。

＝お問い合わせは＝

埴生公民館 電話 272-0055

----- キリトリ線 -----

すこやか学級 申込書 （受付期間：4/15～4/25）

（ふりがな） 氏 名	（ ）	住 所	千曲市 （番地まで記入してください）
電話番号		携帯電話	

※埴生地区の方に限ります。

※ご記入いただいた住所・電話番号等は当事業以外の目的では使用いたしません。

NEW

令和7年度「成人講座」(埴生公民館分)のご案内

- はじめての手話講座(8回) 毎月第3水曜日 13:30~15:00
(講師:千曲市聴覚障害者協会) *手話を身近に♪初心者講座です。
- ゆったりのんびり体操(17回) 毎月第2・第4火曜日 13:30~15:00
(講師:塚田 佳代子 先生) *ストレッチ・有酸素運動で健康な体をつくっていきましょう
- いつも心に愛唱歌(12回) 毎月第3火曜日ほか 10:00~11:30
(講師:田島 仁 先生) *心に残る「愛唱歌」を楽しく歌いましょう♪

◆受付は4月10日(木)~18日(金)9:00から17:00まで(先着順です)
他の公民館の講座は4月1日発行の『館報ちくま』をご覧ください。

*** 公民館からのお知らせ ***

『ボッチャ』ってスポーツ
ご存じですか?

2028年に信州やまなみ国スポ・全障スポが長野県で開催されます。
千曲市ではハンドボールの他、『ボッチャ』も開催会場となります。市では多くの方にボッチャを知っていただき、大会を盛りあげていきたいと活動しています。

埴生公民館では、この機会に地域の皆様にも体験していただこう!と**ボッチャの道具を2セットを用意しています。**埴生公民館でのご利用はもちろんですが、各団体への貸出もできますので、地区のコミュニティツールとしてぜひご利用ください。

9月に行うボッチャ大会への参加もお待ちしています(^^)

千曲市内の公民館が
企画するイベントです

令和7年度 千曲市公民館運営協議会事業

- 【市民講座】 7月26日(土)講演会
(詳細は館報ちくま6月号でお知らせします)
- 【短詩型文学祭】 短歌・俳句・川柳・現代詩の4部門
表彰式 11月29日(土)

※詳細は改めてご案内いたします。皆様のご参加をお待ちしています。



公民館職員が替わりました (敬称略)

館長	長島 克彦	引き続きお世話になります。よろしくお願いいたします。
副館長	北島 正光	引き続きお世話になります。よろしくお願いいたします。
前主事	近藤 美加	お世話になりました。たくさんの笑顔と元気をありがとうございました。
主事	斉木 規晃	お世話になります。前任者同様よろしくお願いいたします。
事務職員	小林美由紀	引き続きお世話になります。よろしくお願いいたします。